

暴力と知的財産制度

The Relationship between Violence and Intellectual Property

奈良先端科学技術大学院大学研究推進機構産官学連携推進部門長・教授 **久保 浩三**

PROFILE

昭和 62 年弁理士試験合格。大阪府立産業技術総合研究所、(財)大阪府研究開発型企業振興財団、大阪府立特許情報センターを経て、平成 15 年 4 月から奈良先端科学技術大学院大学。
現在、奈良先端科学技術大学院大学研究推進機構産官学連携推進部門長・教授。平成 22 年産業財産権制度関係功労者表彰（特許庁長官表彰）。

✉ kubo@rsc.naist.jp

☎ 0743-72-5601

1 はじめに

1987 年に弁理士試験に合格して以来、特許管理、ベンチャー投資、特許情報管理等いろいろな立場から、中堅、中小企業において製品開発を行う人に特許活用に関するサポートを行ってきた。2003 年からは奈良先端科学技術大学院大学に移り、知的財産に関する研究、教育および大学技術移転に従事している。ここで、Japio YEAR BOOK 2014 では、特許情報との関わりについて述べると共に、心理学の観点から知的財産権制度の将来について論じた¹。

心理学を学習し心の豊かさとは何かを研究する中で、2014 年 7 月に佐世保で女子高生が人を殺したかったので同級生を殺害したという衝撃的な事件があった²。また、2015 年 1 月の名古屋市内の殺人では、犯人の女子学生は幼いころから殺人に興味があったという発言をしている³。さらに、2015 年 2 月にはイスラム国 (Islamic State of Iraq and Syria、あるいは Islamic State of Iraq and the Levant) が殺戮を広げる中で、後藤健二氏と湯川遙菜氏が殺害されるという衝撃的なニュースが全国を駆け巡った⁴。

1 心理学の観点から見た知的財産制度の将来、久保浩三、Japio YEAR BOOK 2014 pp114-117
http://www.japio.or.jp/00yearbook/files/2014book/14_1_11.pdf

2 日経新聞 2014 年 8 月 5 日

3 日経新聞 2015 年 1 月 28 日

4 日経新聞 2015 年 2 月 2 日

このように世間を震撼させる暴力事件が続く中で、我々知的財産制度関係者は暴力について全く無力なのであろうか？心理学の観点からの考察の中で、知的財産制度の究極の目的は各人の幸福にあるはずだから、その目的に合った制度であるべきであるという主張を行ったが、その主張は暴力に対しては全く縁のないものであろうか？本稿では、暴力を取り上げ、知的財産制度との関係を考察したい。

2 暴力の定義、種類

まず、本稿を進めるに当たって、暴力の定義を行いたい。辞書によれば、「乱暴な力・行為、不当に使う腕力、合法性や正当性を欠いた物理的な強制力」を言う⁵。この定義からすると、肉体への強制行為が主として考えられるが、最近聞かれる言葉としては「言葉の暴力」があり、これも含まれるのではないかと考える。「言葉の暴力」とは、言葉で他者に対して心理的に制圧を加える心理的暴力をいい⁶、立場や力の差などにより反抗できない弱い相手に対し行われる肉体的・物理的な暴力同様に、言葉であっても反抗する事ができない弱い相手に心因的・精神的な苦痛を与えることも暴力でありハラスメントであるとしている。

さらに、正当性を欠いた物理的な強制力という点からは、財産に対する暴力も考えられる。今また、ネットの

5 デジタル大辞泉、<http://dictionary.goo.ne.jp>

6 ウィキペディア、<https://ja.wikipedia.org>

世界ではサイバー攻撃も頻繁にしかけられ、個人情報の流出も問題になっている⁷。

よって、ここでは暴力として、肉体、心、財産等に争いをしかけられる全ての行為をいうものとした。よって、武器による戦争は当然のこととして、いじめ、言い争い、言語の暴力等も含み、さらには、不当なものであれば財産に関する侵害も含むものとした。

3 暴力と知的財産制度との関わり

3.1 肉体への暴力

代表的なものは戦争であるが、戦争に使われる主な手段は武器、兵器である。国際特許分類 (International Patent Classification) 第 8 版では、武器について、F41 が規定を行っている。F41B は、爆発性または燃焼性推進装薬を用いない飛翔体発射用武器、F41G は、武器用照準器を規定している。また、F42 は、弾薬を規定している⁸。また、兵器については、B64D7/00 が軍用装置の設備、B64D7/02 は火器兵器を規定している。例えば、特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)⁹ において、「F41B?」で特許情報検索を行うと、銃、弾、ミサイル等に関する多数の特許例を見ることができる。実際、これらからすると、特許制度は、武器等を容認していると言える。

上記は、明確に武器、兵器に使用されるものであるが、そもそも最先端技術は、武器、兵器に使用される可能性は高く、これらの技術の輸出入は外国為替及び外国貿易法によって規制が行われているが、どの技術が武器に転用されるかの判断はリストを見ても専門家以外にはかなり困難なものである¹⁰。

また、日本には規定はないが、米国特許法第 184 条

には、米国内でなされた発明は、米国出願後 6 月経過前に外国に出願してはならないと規定されており、これは外国出願前に米国国防上問題がないかを確認する趣旨であり、同趣旨の規定が、英国 (特許法第 23 条)、仏国 (知的財産権法第 614 条の 20)、中国 (専利法第 20 条) 等で見られる。

3.2 財産への暴力

知的財産制度において、財産への暴力行為としては、「特許・トロール」を挙げたい。「特許搾取者」(patent extortionist)、「特許の海賊」(patent pirate) などとも呼ばれるため、暴力行為と呼んでも許されるかもしれない。現在は、「特許不実施主体」(Non-Practicing Entity (NPE)) または「特許攻撃主体」(Patent Assertion Entity (PAE)) と呼ばれることが多い。製造、販売をせずに特許を低廉な価格で集め、警告、訴訟により利益を得る。権利範囲が不明確で質の低い特許の権利を主張したり、事業の差止請求訴訟をちらつかせ巨額の賠償金やライセンス料を得ようとし、さらにはペーパーカンパニーを多用し実態が不透明な場合が多い。2014 年末には、米国連邦取引委員会 (Federal Trade Commission (FTC)) が悪質な事業者の行為に初めて歯止めをかける措置を取った¹¹。

また、事業者同士の知的財産の紛争においても、巨額の損害賠償金が動くことがあるため、勝つためには手段を選ばないといったことが見られる。実際の事件が当事者以外に明らかになることは少ないが、小説においては、知的財産紛争に勝利するために、詐欺まがいの行為を相手にしかけたり¹²、秘密情報の窃盗を行ったり¹³、特許侵害かどうかにかかわらず風評で中小企業にダメージを与え相手方を買収しようとするケースが紹介され¹⁴、負けた者にとっては、やはり財産に対する不当な暴力だと考えるかもしれない。

3.3 心への暴力

心への暴力と知的財産制度とは関係がないように思わ

7 日経新聞 2015 年 6 月 18 日

8 特許情報プラットフォーム特許マップガイダンス
https://www5.j-platpat.inpit.go.jp/pms/tokujitsu/pmgs/PMGS_GM101_Top.action

9 特許情報プラットフォーム特許・実用新案テキスト検索
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/doc/sitemap.html>

10 安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係法令集、日本機械輸出組合

11 日経新聞 2015 年 2 月 2 日

12 ブルーベリー作戦成功す、池上敏也、幻冬舎

13 驚の奮り、服部真澄、祥伝社

14 下町ロケット、池井戸潤、小学館



れるが、あえてここでは「振り込め詐欺」を挙げたい。「振り込め詐欺」とは、面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、被害者に現金などを交付させたりする詐欺の一種である¹⁵。知的財産制度は、新たな知を生み出す制度であるが、新たな知ということに関しては、違法であることを除けば、「振り込め詐欺」は最たるものである。元々は「オレオレ詐欺」と呼ばれ、高齢者にオレオレと息子等を装って電話でだまし金銭の振込みを要求する犯罪行為であった。その後、警察や銀行が対策を行う中で、次から次へと新たな手法を考えだし、現在では、その名称が実態に合わなくなったために、電話や葉書などの文書などで相手をだます詐欺事件の総称として2004年に警察庁が命名した。

被害は平均約3百万円程度で財産への暴力であるが¹⁶他人の信頼を裏切る行為で、被害にあった人は財産的なダメージもさることながら、それ以上に他人を信用できなくなるといった心理的なダメージが大きくなるのが容易に想像できるという点で心への暴力としたい。知的財産制度は、現在全く無関係であるが、犯人はほとんどが若者であって、若者が知恵をお金に変えたいときに、これらの知恵を知的財産制度が何らかの形で良い方向に取り込むことができるならば、このような非合法的な方向には進まないのではないかと考えている。

以上のように、一見すると知的財産制度は暴力に対する配慮が全くないか、ときには助長しているようにさえ見える。

4 暴力の要因

暴力に関する偉大な研究成果として、暴力の人類史が挙げられる¹⁷。ハーバード大学心理学教授であるピンカー氏は、膨大なデータを用いて、長い歴史において人間の暴力は減少し、今日、我々は人類が地上に出現して

15 ウィキペディア <https://ja.wikipedia.org>

16 警察庁ホームページ 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害状況
<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/higaijoukyou.html>

17 暴力の人類史 上、下 スティーブン・ピンカー 青土社

以来、最も平和な時代に暮らしているかもしれないことを主張している¹⁸。ピンカー氏は同書において、暴力が単一の心理的要因から生じているのではなく、いくつもの要因から生じ、さまざまな原理によって働いていることを前提に、あえて、暴力の要因として、次の5つを挙げている¹⁹。

4.1 捕食 (predation)

最も単純な種類の暴力で、ある目的のために手段として力行使する。食欲や性欲や野心などの目標を追い求めるために暴力が配備され、脳内の知的な部分全てによって暴力が誘導される。

4.2 支配 (dominance)

ライバルよりも自らが優位に立とうとする衝動的欲求のことである。エゴティズムと呼ばれることもある。集団同士も優位性をめぐって争いをする。

4.3 復讐 (revenge)

受けた危害を同じように返そうとする衝動的欲求である。この動員の直接的な主導力となるのは脳の怒り系であるが、その目的のために探索系を引き込むこともある。

4.4 サディズム (sadism)

傷つけることそのものを喜びとするものである。この奇妙で恐ろしい動機は、心理、特に脳の探索系の持っている奇癖の副産物かもしれない。通常は、動機と抑制力がバランスを取っているため、表に出てくることは少ないが、そのバランスが崩れたときに発現する。特に、精神病質は、サディズムに対する抑制が生涯にわたって利かなくなっている状態であるとしている。

冒頭に紹介した殺人をしたいからするという衝動は、まだ明確に原因は明らかにされていないが、現在筆者が共同研究を行っている、ある心理学者は、何らかの脳の物理的欠陥に原因があるのかもしれないことを指摘している。

18 前述 17 上 p11

19 前述 17 下 pp240-241

4.5 イデオロギー (ideology)

主義や宗教等を心から信じている人々は、さまざまな動機を一本の教義に織りなし、そこに他人を引き込んで、破壊的な目標を遂げさせる。

個人的には冒頭に述べたイスラム国による暴力はその最たるものであると考えている。我々日本人は平和憲法（憲法第9条）を学ぶ中で平和とは戦争がない状況と学んできたが、国によっては、平和とは正義が実現することであり、そのためには手段を選ばないという考え方もある。つまり、peaceとは、no warではなく、平穩を意味する、よって平穩な気持ちを持つために、言い換えれば平和の実現のために戦争を行うこともあるという考え方も存在する。

5 暴力の防ぎ方

暴力を抑制するものとして、ピンカー氏は、共感、自己制御 (self-control)、道徳・タブー、理性を挙げているが²⁰、本稿では、知的財産制度を活用することによって、上記暴力を減少させることができないかどうかを検討する。

5.1 捕食 (predation)

貧困から脱するために、戦争をしかけることは通常見られることである。特許等知的財産権制度の主な目的が産業の発達にあり（特許法第1条）、知的な成果を財産制度を通じて資金に変えることができれば、貧困が減少しテロや戦争を減少させることができることは想像できる。ただ、その過程で不均衡が生じ、搾取される側が捕食のために戦争をしかける可能性はあるので注意が必要である。

5.2 支配 (dominance)

特許等知的財産による支配はありうる。ただし、知的財産制度は永遠の支配を認めるのではなく、さらなる改良により次の開発を促し、次の支配の可能性を残す。領土の支配は紛争の大きな要因であり、領土問題に端を

した戦争も過去に多数あった。しかし、知的財産は領土のように限定されたものではなく無限の拡大の可能性を有する。例えば、領土の支配は、漁業権の拡大、資源等確保の拡大、軍事目的等によるものであるが、科学技術によりそれらの代替となるもの、あるいはそれらを全く無効にするものが発明されれば、領土に関する争いはなくなるかもしれない。

5.3 復讐 (revenge)

知的財産に関する裁判を通じて、企業同士が争いの応酬を続け、ある種の復讐となることも市場においては見られることである。ただし、個々の復讐が結果としてあるものの、知的財産制度は、広く第三者が関与できることによって、個々の怨念、恩讐を否定するものである。昨今の厳しいビジネス環境の中で個々の企業同士は復讐にかかずらっている、生き残れるはずもなく将来は減少していくことが予想される。

戦争を引き起こすような過去の事件について、その復讐は長く人種間、国間の争いを生んでいる。ときには千年を超える恩讐がときに雪解けがあっても、また吹き出すことによって続いている。知的財産制度に似た広く第三者が関与できるシステムを新たに考え出す他はないが、今後の知恵に委ねられることである。

5.4 サディズム (sadism)

脳の本来の動きであるかもしれないし、また一種の病気であるかもしれないが、脳や心理の研究が進むに連れて、いろいろ動きがわかってきた²¹。

心理学の有名なケースとして、フィニアス・ゲージの脳損傷が挙げられる²²。彼は米国で工事現場の主任であったが、爆発事故により、長さ1mの鉄棒が彼の脳を突き抜けた。彼は奇跡的に回復したが、事故前に好青年であったが、事故後は暴力的な人間に変わってしまった。このことから脳の機能と暴力との関係の研究は、現在、かなり進んできた。容易なことではないが、知的財産制度に誘因された科学技術の進歩により、遠くない将来に原因の究明と対処法が明らかになるかもしれない。

21 前述 17 下 pp223-240

22 ヒルガードの心理学第15版、内田一成監訳、金剛出版、pp716-717

20 前述 17 下 pp361-534



5.5 イデオロギー (ideology)

ピンカー氏は、イデオロギーは、我々に賢さを与えている多くの認知機能から発するものなので、治療法はないと述べている²³。確かに非常に難しい問題であるが、知的財産制度において何らかの解決の余地はないか検討する。

知的財産制度においては、知的財産というベースがあるとしても、無形の財産に関する争いであるので、その交渉、判断は困難を極める。裁判においても最も困難なものの一つである。通常、交渉する場合は、お互いの立場を明確にし、違いをはっきりした上で、その違いを埋めるような解決案を探し出す。単なる妥協ではなく、双方が win-win になるような新しいアイデアを考え出す。もちろん容易なことではないが、新たな知恵を出すという点に関しては、極めてクリエイティブな仕事であると考えている。知的財産制度に参入する人材についても、その観点で育成を図っている。そのことからすると、このような人材がイデオロギー間の紛争について将来貢献できる余地が多々あるのではないかと期待している。

5.6 その他

なお、ピンカー氏が暴力を防ぐ方法として挙げている共感、知的財産紛争における相手方を尊重する立場、自己制御については知的財産教育、道徳についてはコンプライアンスがそれぞれ対応すると考えられる。ピンカー氏は、また具体的暴力減少の対応策として、リバイアサン (Leviathan) (国家が攻撃者に利得を相殺させるぐらいの大きな損失を与える。)、穏やかな通商 (平和的な交易)、(生殖、生理的理由からの) 女性化、(同情の) 輪の拡大、理性のエスカレータを挙げているが²⁴、個人的にはこれらは、理性としてまとめることができるのではないかと考えている。

には蟻螂が斧を取りて隆車に向かうようなものかもしれない。

結論として、一見すると知的財産制度は暴力を助長しているようにも見えるが、知的財産制度の作り出す知恵と、知的財産関係者が持つ交渉能力は、暴力事件の解決に貢献することができるのではないかと述べてきた。

2000年に多数の有識者に対して、「2000年間で最大の発明は何か」という質問がなされたときに、印刷機、電灯、コンピュータ等と並んで、「発明を可能にした社会構造」というものがある²⁵。知的財産制度は正に発明を可能にした制度であり、次から次へと知恵を出し合う制度である。知恵を出し合えば、いつか暴力を無くすことができるのではないかと、各人の持っている長所を活かすことができれば肉体、財産、心に関する全ての争いはほとんどなくなるのではないかと淡い期待を抱いている。暴力を無くすと言う果てしない目標に知的財産関係者として一歩でも近づくことができればと思い、本稿を執筆した。いろいろな方のご意見をお聞かせ願えれば幸いである。

6 おわりに

人類にとって、暴力を減少あるいは無くすことは、とてつもなく大きな課題で、知的財産関係者が立ち向かう

23 前述 17 下 p351

24 前述 17 下 p548-571

25 2000年間で最大の発明は何か、ジョン・ブロックマン、草思社

